

別紙

諮問第947号、第951号～第952号、第960号

答 申

1 審査会の結論

「昭和32年6月25日告示729号で区域決定した道路の根拠となる認定道路は道路法7条1項の何号に該当するか分かる文書」ほか3件について、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、異議申立人が行った別表に掲げる「昭和32年6月25日告示729号で区域決定した道路の根拠となる認定道路は道路法7条1項の何号に該当するか分かる文書」ほか3件の開示請求に対し、東京都知事が平成27年6月16日付け、同年7月16日付け、同月24日付け及び同年9月11日付けで行った各非開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立書及び意見書における異議申立人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 「昭和32年6月25日告示729号の区域の決定した道路の根拠となる認定道路は、道路法7条1項の1号から6号の中の何号に該当する認定道路だったのか、その内容の経緯が分かる文書」（以下「本件開示請求1」という。）について、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）において区域決定となる根拠認定行為がないのになぜ区域決定ができるのか。都道路線の認定についてお伺いした起案文書（意思決定文書）がないと法は成立しない。

非開示理由に、戦時中に都道の路線認定がなされたとあるが、なぜ戦時中とわか

るのか、その資料となる根拠文書はあるのか。法9条に路線の認定の公示をしなければならないとあるが、公示した文書はあるのか。

イ 「建設局は都市計画補助線〇号線に該当している部分を除いて売却（土地処分）している。売却できた理由（経緯）が分かる文書（事業認可を受けた文書）」（以下「本件開示請求2」という。）について、道路は昭和22年11月に都市計画決定された都市計画道路であると記載している。都市計画事業認可を申請していないとあるが、国土交通省国土地理院関東地方測量部の資料では、昭和23年の空中写真において道路が整備されているのがわかる。道路延長3800m以上、道路幅員15mの道路が国土交通省の許認可無しでは道路整備することはできない。

ウ 「都市計画補助線街路第〇号線に該当している部分を除いた不用な土地を財務局が売却した。売却した土地代金を建設局が道路事業費の財源として見込んでおりと記している。見込んであるその内容（経緯）が分かる文書」（以下「本件開示請求3」という。）について、東京都は道路事業の財源として見込んで土地の売却（払下げ）をしたにもかかわらず、払下げした土地の前面道路幅員15mはいまだ道路整備されていない。道路整備できない理由があるのか。法律の根拠なくなされた行政行為（払下げ）ではないのか。

エ 「道路法施行規則第3条の規定では供用開始の公示は道路区域の全部について行うこととされているが、昭和40年4月1日告示289号において一部公示ができない特別の理由を①道路実体がない道路②管理態勢が整っていない道路 ①、②の特別の理由で供用開始がなされなかった。供用開始されなかった道路について、その後検討を行った一切（全て）の資料及び文書」（以下「本件開示請求4」という。）について、昭和32年6月25日に道路の供用開始の告示がなされたとある。しかし、行政は道路整備されないまま告示をした。その後、昭和40年4月1日に再編成に伴う区域決定の告示がなされたが、区域決定する際、道路実体がないことを知って、再度区域決定をし道路整備することを前提にするならば法に適合するが、道路整備することなく、区域決定のときに保留とした。法1条の目的に反して区域決定している。道路の供用開始を目的として（法18条2項）、区域の決定をする（法18条1項）、

法律に根拠がなければ権力をふるうことは許されない。法91条の拘束力（権力）にて家の建て替えもできず老朽化し危険があるにもかかわらず権力にて生命の安全の確保（保障）もできない。憲法13条の生命の保障の権利に違反していないのか。行政は法91条3項における補償もしない。現在も道路整備の検討がないということは法1条の目的の根拠がないということではないのか。このような環境をつくっている行政の責任は重いことを行政は認識すべきである。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

- (1) 本件開示請求1から4に係る道路（以下「本件道路」という。）は、戦時中に都道の路線を認定した後、昭和22年11月に都市計画決定し、昭和32年6月に道路の区域決定及び供用開始を告示したものである。

実施機関では、本件開示請求1について、本件道路の路線認定に関する文書を調査したが、該当する文書は存在しなかったため、非開示としたものである。

- (2) 異議申立人は、本件開示請求2において、本件道路に係る事業認可を受けた文書を開示するよう求めている。

本件道路は、昭和22年11月に都市計画決定した都市計画道路であるが、本件開示請求2に係る非開示決定時点において、都市計画事業認可を申請していない。

このため、開示請求された文書は作成及び取得しておらず存在しないため、非開示としたものである。

- (3) 本件開示請求3は、昭和28年1月20日付けで建設局長が財務局長に宛てた文書において、「財務局が売却した土地代金を建設局の道路改修事業費の財源として見込んでいる」という内容が記載されていたことに関するものである。

そこで、財務局が土地を売却した昭和33年当時の建設局における一般会計予算明細書等を探索したが、存在しなかった。また、東京都公文書館において、一般に公開されている昭和33年前後の東京都全体の一般会計予算明細書等を確認したが、該当する内容は見当たらなかった。

これらのことから、実施機関では、該当する文書は存在しなかったため、非開示としたものである。

(4) 本件道路は、戦時中に都道の路線を認定した後、昭和22年11月に都市計画決定し、昭和32年6月に道路の区域決定及び供用開始を告示したものである。

その後、昭和40年4月に、都道の再編成に伴う路線認定、区域決定、供用開始を告示したが、道路の実体がないもの、その他管理態勢が整っていない道路については供用開始を保留することとし、本件道路の一部区間はこれに該当している。

実施機関では、本件開示請求4について、当該区間の供用開始に関連した道路整備の計画、設計、調査等に関する文書を調査したが、存在しなかったため、非開示としたものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成27年 7月28日	諮問（諮問第947号）
平成27年 8月19日	諮問（諮問第951号）
平成27年 8月28日	諮問（諮問第952号）
平成27年 9月16日	新規概要説明（第162回第一部会） （諮問第947号、第951号～第952号）
平成27年10月16日	諮問（諮問第960号）
平成27年11月17日	実施機関から理由説明書收受 （諮問第947号、第951号～第952号、 第960号）

平成27年11月19日	新規概要説明（第164回第一部会） （諮問第960号） 審議（第164回第一部会）
平成27年12月3日	異議申立人から意見書收受 （諮問第947号、第951号～第952号、 第960号）
平成27年12月25日	審議（第165回第一部会）

（2）審査会の判断

審査会は、実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第947号、第951号、第952号及び第960号については、異議申立人が同一であること及び異議申立ての趣旨が同様であることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 本件請求文書について

本件各異議申立てに係る各諮問における請求文書は、別表に掲げる本件請求文書1から4であり、実施機関は、本件各請求文書について、いずれも保有していないとして、不存在を理由とする非開示決定を行った。

ウ 道路の供用開始までの流れについて

法に基づく道路は、法2条及び3条において、一般交通の用に供する道で、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道の4種類をいうものとされている。

都道府県知事は、法7条の規定により都道府県道の路線を認定した場合には、法9条に基づき、その路線名、起終点、重要な経過地等を公示しなければならない。法18条1項において、都道府県道の路線の認定が公示された場合には、道路管理者である都道府県は、遅滞なく、道路の区域を決定して公示することとされ、同条2

項において、道路の供用を開始する場合には、その旨を公示することとされている。

また、道路の区域が決定された後、道路の供用が開始されるまでの間は、法91条に基づき、当該区域内における土地の形質の変更等が制限されることとなる。

エ 都市計画事業の施行者について

都市計画事業は、都市計画法（昭和43年法律第100号）59条により、市町村が都道府県知事の認可を受けて施行することとされているが、同条2項において、「都道府県は、市町村が施行することが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合においては、国土交通大臣の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる」と規定されている。

オ 本件道路について

本件道路は、戦時中に都道の路線が認定された後、昭和22年11月に都市計画決定され、昭和25年3月に都市計画の変更を経て、昭和32年6月に道路の区域の決定及び供用の開始が告示されたものである。

昭和40年4月に、都道の再編成に伴う路線の認定、区域の決定、供用の開始等が告示されたが、道路の実体がないもの、その他管理態勢が整っていない道路については供用の開始を保留することとされている。

カ 本件請求文書の不存在の妥当性について

(ア) 本件請求文書1及び4について

本件請求文書1及び4について、審査会が調査・検討したところ、本件請求文書1に係る告示は昭和32年付け、本件請求文書4に係る告示は昭和40年付けであり、本件請求文書1及び4について、実施機関が非開示決定を行った以前にこれらの文書を作成及び取得したか否かは、現時点において確認できなかった。また、仮にこれらの文書を実施機関が作成及び取得していたとしても、その時点における文書保存期間の定めについては、現時点において同様に確認できなかった。

これらのことから、本件請求文書1及び4について、実施機関が作成及び取得しておらず存在しないのか、又は保存期間を経過し廃棄したのか、本件開示請求1及び4に係る非開示決定時点において、実施機関がこれを明確にすることは困

難であると認められる。

また、実施機関の説明によれば、仮に本件請求文書1及び4が存在するとすれば、東京都文書管理規則（平成11年東京都規則第237号）に基づき、常用文書又は長期保存文書として指定し、管理しているものと考えられることから、当該文書について探索を行ったが、いずれも存在しなかったとのことである。

（イ）本件請求文書2及び3について

実施機関の説明によれば、本件道路に係る都市計画事業は、都市計画法59条2項の規定に基づき、都道府県が国土交通大臣の認可を受けて施行するものであるが、本件開示請求2に係る非開示決定時点において都市計画事業認可を申請していないため、作成及び取得しておらず存在しないとのことである。

また、本件請求文書3については、昭和25年の都市計画変更により、本件道路の計画区域外となった都有地について、財務局が売却した土地代金を建設局の道路改修事業費の財源として見込んでいることが分かる文書を求める趣旨のものと解されるため、実施機関は、財務局が当該都有地を売却した昭和33年度前後の建設局における一般会計予算明細書等を確認するため探索を行ったが、当該年度の予算明細書等が存在せず、さらに、東京都公文書館で保管している昭和33年度及び昭和34年度の東京都全体の一般会計予算説明書についても調査を行ったが、請求にかなう内容の文書は確認できなかったと説明する。

審査会が見分したところ、昭和33年度及び昭和34年度一般会計予算説明書には、土地売却代金の総額及び土地の種別単位の内訳並びに道路橋梁関係経費の総額及び費目単位の内訳が記載されているだけであって、個別具体的な財源内訳や支出明細は記載されておらず、請求の趣旨にかなう情報は記載されていないことが確認できた。

さらに、審査会が実施機関に対して改めて本件請求文書1から4の探索を依頼したところ、実施機関において当該各請求文書を保有していないことが確認できた。

以上のことを踏まえると、本件各非開示決定に係る実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められず、他に本件各請求文書の存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、実施機関が本件請求文書1から4について不存在を理由として非開示と

した決定は、妥当である。

なお、異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

秋山 収、浅田 登美子、神橋 一彦、隅田 憲平

別表

本件 開示請求	諮問番号	本件請求文書	
1	947号	1	昭和32年6月25日告示729号の区域の決定した道路の根拠となる認定道路は、道路法第7条1項の1号から6号の中の何号に該当する認定道路だったのか、その内容の経緯が分かる文書
2	951号	2	建設局は都市計画補助線〇号線に該当している部分を除いて売却(土地処分)している。売却できた理由(経緯)が分かる文書(事業認可を受けた文書)
3	952号	3	都市計画補助線街路第〇号線に該当している部分を除いた不 用な土地を財務局が売却した。売却した土地代金を建設局が道 路事業費の財源として見込んでいると記している。見込んであ るその内容(経緯)が分かる文書
4	960号	4	道路法施行規則第3条の規定では供用開始の公示は道路区域 の全部について行うこととされているが、昭和40年4月1日告 示289号において一部公示ができない特別の理由を①道路実体 がない道路②管理態勢が整っていない道路 ①、②の特別の理 由で供用開始がなされなかった。供用開始されなかった道路に ついて、その後検討を行った一切(全て)の資料及び文書